

(別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	アイ・ビリーブ介護株式会社
② 研修事業の名称	アイ・ビリーブ介護株式会社ビリーブ介護スクール 介護職員初任者研修課程
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程)
④ 研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・ 通信形式 通信学習実施計画書 (別添 2 - 1 0) を参照。)
⑤ 事業者指定番号	2 6 8
⑥ 開講の目的	・当社の理念である、「障がい者とそのご家族の側に立った事業運営を行なう」の一環として介護職員の育成を行なう。 ・高齢者介護を志す人材を、幅広く地域に広め育成する。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	講義：枚方市御殿山町 6-19 3階 演習：枚方市御殿山町 6-19 3階
⑧ 実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表 (別添 2 - 7) を参照。)
⑨ 講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 3) を参照。
⑩ 使用テキスト	発行：中央法規出版株式会社 「介護職員初任者研修テキスト」【第 1 巻】【第 2 巻】5,500 円 (税込)
⑪ シラバス	シラバス (別添 2 - 2) を参照。
⑫ 受講資格	今後、福祉・介護の就業を希望している方、及び就業している方
⑬ 広告の方法	ダイレクトメール、スクール情報サイト及び自社のホームページにおいて行う。
⑭ 情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス： https://i-belive.net/

<p>⑮ 受講手続き及び本人確認の方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)</p>	<p>受講手続き：受講希本人が電話・メール・ホームページで受付後、弊社より学則、研修カリキュラム、申込書を郵送、及びメールにて手続きを行う。(未成年者には、保護者の承諾書) 申込書を記入の上、郵送 (FAX、メールでも可)、入金確認後、受講決定通知を送付する。 本人確認の方法：免許証、パスポート、健康保険証等の写しの提出により行う。 応募多数の場合：入金の先着で決定する。</p>
<p>⑯ 受講料及び受講料支払方法</p>	<p>90,000 円 (テキスト代、消費税含む) 下記の口座まで振り込み、もしくは事務局に持参する。 ・りそな銀行 枚方支店 普通 0540096 ・枚方信用金庫 本店営業部 普通 0721717</p>
<p>⑰ 解約条件及び返金の有無</p>	<p><受講者からの解約> ・開講日の1週間前までは、振込金額の全額を返金。 ・3日間前までは、振込金額の半額を返金。 ・前日と前々日、および開講日以降は返金せず。 <事業者からの解約> ・当社の都合により研修を中止した場合 (受講生が3人に満たない場合等)、受講料を全額返還、もしくは次回講座の受講料として充当する。</p>
<p>⑱ 受講者の個人情報取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有)・無) 個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いと安全管理に努め、取得した個人情報は、連絡および受講業務に必要な範囲でのみ利用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等をしない。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑲ 研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8か月 修了評価方法：(別添2-9)を参照。</p>
<p>⑳ 補講の方法及び取扱</p>	<p>・補講の方法：次回講座への振替:無料、もしくは振替受講を個別対応で実施する。</p>
<p>㉑ 科目免除の取扱</p>	<p>・大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定通り取り扱う。 ・受講料の減免措置はない。</p>
<p>㉒ 受講中の事故等についての対応</p>	<p>受講中に生じた事故等については当社が加入する損害賠償保険にて対応する。保険料は当社が負担する。</p>
<p>㉓ 研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：鳥屋尾 利行 所属：ビリーブ介護スクール 役職：代表取締役</p>

②4 課程編成責任者 名、所属名及び役職	氏名：鳥屋尾 利行 所属：ビリーブ介護スクール 役職：代表取締役
②5 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：鳥屋尾 利行 所属：ビリーブ介護スクール 役職：代表取締役 連絡先：072-805-0222
②6 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：横岩里菜 鳥屋尾利行 所属：ビリーブ介護スクール 連絡先：072-805-0222
②7 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：中川愛 鳥屋尾利行 所属：ビリーブ介護スクール 連絡先：072-805-0222
②8 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000円
②9 その他必要な事項	・遅参の取り扱い：原則として授業開始前に出席が確認できなかった場合は欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取り扱い：以下の場合は退校処分を行うことがある (1) 当社への事前連絡なく支払期日までに受講料が支払われていない場合 (2) 講師の指示に従わず、授業を妨害した場合、また講師や受講生に対し暴力行為やセクシャルハラスメント等があった場合 (3) 遅刻や欠席がたびたびある受講生。遅刻、欠席時、事務局に事前連絡のない受講生 (4) 教室にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合 (5) 病気、怪我、妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2(1)より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
---------------	---

※2 研修事業者の指定担当

大阪府 福祉部 地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課 人材確保グループ

電話：06-6944-9165